

京都市告示第 96 号

道路法第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から14日間一般の縦覧に供します。

平成19年6月12日

京都市長 榎本 頼 兼

整理 番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
1	衣笠緯5号線	北区大北山原谷乾町45番地の1地先 同上		
2	山科勧修寺緯 31号線	山科区勧修寺下ノ茶屋町11番地の1地先 同町25番地地先		
3	醍醐経2号線	伏見区醍醐山ヶ鼻1番地地先 同区醍醐内ヶ井戸20番地の1地先		
4	醍醐経4号線	伏見区醍醐連蔵17番地の5地先 同区醍醐廻り戸町38番地地先		
5	醍醐経5号線	伏見区醍醐連蔵20番地地先 同町15番地地先		
6	醍醐緯5号線	伏見区醍醐連蔵21番地地先 同町20番地地先		

(建設局土木管理部道路明示課)